

輸出国における検疫措置を必要とする植物に関する植物検疫実施要領等の一部改正について

(平成 28 年 5 月 31 日)

今般、農林水産省消費・安全局長から下記の要領及び細則について、リンク掲載のとおり一部改正した旨の通知がありましたので、お知らせします。

なお、下記 6 及び 7 の細則を除き、当該改正は平成 28 年 11 月 24 日から施行されるということですので、申し添えます。

記

1. 輸出国における検疫措置を必要とする植物に関する植物検疫実施要領
2. アルゼンチン産グレープフルーツ、スウィートオレンジ、レモン、エレンデール、クレメンタイン、ノバ及びマーコットの生果実に関する植物検疫実施細則
3. コロンビア産トミーアトキンス種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則
4. ブラジル産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則
5. ペール産ケント種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則
6. オランダ産おらんだいちご、きゅうり、とうがらし、トマト、なす、ぶどう、ペポかぼちゃ及びメロンの生果実に関する植物検疫実施細則
7. ベルギー王国産きゅうり及びトマトの生果実に関する植物検疫実施細則